

## 中井町中小企業振興融資制度

中井町は町内の中小企業の健全な発展と振興のため資金の融資を行っています。

以下の条件に該当する中小企業は低利で貸付けを受けることができます。

※貸付けには金融機関及び中井町での審査があります。

利 用 資 格	・町内に1年以上継続して同一事業を営んでおり、今後も引き続き町内で 当該事業を営む予定である者 ・町内に住所(法人にあっては事業所の所在地)を有している者 ・町税を納付している者で、滞納がない者。 ・返済能力があると認められる者 ・この制度による融資の保証人になっていない者
貸付限度額	運転資金 1,000万円   設備資金 1,000万円   運転・設備併用資金 1,250万円
年 利 率	1.4%以内
借 換 え	可能
融資期間	7年(84ヶ月)以内
取扱金融機関(支店)	中南信用金庫中井支店住所中井町田中 1040電話0465-81-2621さがみ信用金庫中井支店住所中井町井ノ口 2796-1電話0465-81-3000
手続き	申請書を上記取扱金融機関に提出 (申請書は金融機関、中井町産業振興課あるいは町HPからダウンロード)
その他	本制度を利用して融資を受けた場合、信用保証料の補助(中井町中小企業信用保証料補助制度)を受けることができます。
問い合わせ先	上記取扱金融機関または 中井町 産業振興課 住所 中井町比奈窪 56 電話 0465-81-1115 HP www.town.nakai.kanagawa.jp